官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十九号の規定に基づき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十七年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第九十号を次のように改める。

九十　ソフトバンク株式会社

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第二十一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十一号に規定する指定公共機関を公示する件（平成二十五年四月十二日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十七年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第八十一号を次のように改める。

八十一　ソフトバンク株式会社

人事院公示第20号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第４条第３項及び第８条第３項の規定に基づき、平成26年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年７月１日

人事院総裁　一宮なほみ

１　別表第１国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））の項中「環境対策」の次に「、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導」を加え、「、管理」を「及び管理、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導」に改める。

別表第４国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））の項中「又は農業農村工学」を「、建築又は農業農村工学」に改める。

２　この決定による改正は、平成27年７月１日から効力を発生する。

国家試験

平成27年度経験者採用試験（係長級（事務））公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成27年７月１日

人事院事務総長　永長　正士

１　試験の名称　平成27年度経験者採用試験（係長級（事務））

２　対象官職　標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職及び係長相当の外務省の係員の官職のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの。

３　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用総合職試験（国家公務員採用試験Ⅰ種試験）により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用Ⅰ種試験による採用後４年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

223,900円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

４　受験資格　平成27年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第４項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者。

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

５　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び経験論文試験

⑵　試験の実施日　平成27年９月27日（日）

⑶　試験地　東京都

⑷　第１次試験合格者発表　平成27年10月21日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

６　第２次試験

⑴　試験種目　政策課題討議試験及び人物試験

人物試験は、個別面接により行う。また、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成27年10月下旬又は11月上旬で指定する日

⑶　試験地　東京都

７　最終合格者発表　平成27年11月13日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

８　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

９　受験手続

⑴　インターネットによる申込みの場合

①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

②　申込受付期間　平成27年８月７日（金）９時から８月20日（木）まで。

なお、申込みは、８月20日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

⑵　郵送又は持参による申込みの場合

①　受験の申込み　受験申込用紙は、人事院事務総局において交付する。受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、人事院事務総局に提出すること。

②　申込受付期間　平成27年８月７日（金）から８月10日（月）まで。

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成27年８月10日（月）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒100－8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成27年度外務省経験者採用試験（書記官級）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成27年７月１日

人事院事務総長　永長　正士

１　試験の名称　平成27年度外務省経験者採用試験（書記官級）

２　対象官職　外交領事事務（これと直接関連する業務を含む。）に関する事務をその職務の主たる内容とする書記官等の官職（外務公務員法（昭和27年法律第41号）第２条第５項に規定する外務職員の官職であって、標準的な官職が書記官又はその職務と責任がこれに相当する官職のうち、総領事館に置かれるものをいう。）であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの。

３　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する外務省専門職員採用試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

本省の係長級に相当する書記官で行政職俸給表㈠３級１号俸を受ける者の俸給月額

223,900円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

４　受験資格　平成27年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第４項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教